

委員会提出議案第3号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年12月20日提出

議会運営委員会委員長 福田 秀章

三田市条例第 号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（議員報酬の額の特例）

- 3 平成30年4月分から平成32年3月分までの議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の97を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。